

平成27年度 第3回伊勢崎市総合教育会議

次 第

日 時 平成28年2月15日（月）
午後3時～
場 所 市役所本館5階職員研修室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 署名委員の指名

4 報告事項

(1) 平成28年度教育関連予算の概要について **【資料1】**

5 協議事項

(1) 伊勢崎市教育振興施策の大綱の策定について

①パブリックコメントに対する市の考え方について **【資料2】**

②大綱の策定について **【資料3】**

6 その他

(1) 生活困窮者への学習支援について **【別紙4-1、4-2】**

7 閉 会

平成 28 年度一般会計当初予算 教育部 事業概要

- | | |
|--|----------|
| (1) 教育委員会管理運営事業 154,834千円
★職員ストレスチェック業務委託料 1,011千円 (教育委員会の市費職員分)
★子ども日本語教室未来塾業務委託料 1,000千円
外国籍等児童生徒を対象に日本語学習を支援
☆グローバル人材育成奨励金 11,250千円
中学生海外語学研修70人、ミズーリ州立大学等留学5人 | 〔(教)総務課〕 |
| (2) 臨海学校耐震補強事業 4,900千円
★臨海学校耐震等工事实施設計委託 | 〔教育施設課〕 |
| (3) 小学校施設管理事業 196,045千円【合併特例事業】
★工事費 60,000千円
茂呂小学校昇降口天井改修工事(耐震化関連) 11,805千円 ほか | 〔教育施設課〕 |
| (4) 小学校トイレ改修事業 846,472千円【合併特例事業】
☆小学校トイレ改修工事 | 〔教育施設課〕 |
| (5) 赤堀小学校整備事業 26,000千円
★旧赤堀中学校の財産整理に係る現況市道の付け替え及びグラウンドの拡張整備等に係る新規工事の設計委託 | 〔教育施設課〕 |
| (6) 小学校教育施設振興事業 189,546千円
★北小学校外校務支援システムリース料(全23校) 7,442千円
学校間をネットワークで結び、職員相互の情報共有化及び児童生徒情報のセキュリティ等の適正管理を図るため、校務支援システムを導入 | 〔教育施設課〕 |
| (7) 三郷小学校プール改築事業 141,000千円【合併特例事業】
★三郷小学校プール改築工事 | 〔教育施設課〕 |
| (8) 名和小学校プール改築事業 5,500千円
★名和小学校プール改築工事实施設計業務委託 | 〔教育施設課〕 |
| (9) 中学校施設管理事業 175,476千円【合併特例事業】
★工事費 80,000千円
境西中学校多目的室天井改修工事(耐震化関連) 19,019千円 ほか | 〔教育施設課〕 |
| (10) 中学校トイレ改修事業 20,000千円
★中学校トイレ改修工事实施設計業務委託 | 〔教育施設課〕 |
| (11) 中学校教育施設振興事業 99,103千円
★第一中学校外校務支援システムリース料(全11校) 3,559千円 | 〔教育施設課〕 |
| (12) 赤堀中学校整備事業 130,000千円
★赤堀中学校旧校舎解体整地工事 | 〔教育施設課〕 |
| (13) 公立学校運営事業 2,762千円
・海外語学研修引率(スプリングフィールド市 ミズーリ州立大学附属語学学校) | 〔学校教育課〕 |
| (14) 教育指導事業 220,455千円
☆「確かな学力」研究推進校事業の実施
☆道徳教育総合支援事業の実施 | 〔学校教育課〕 |
| (15) 外国語指導助手配置事業 81,749千円
小学校、中学校、中等教育学校における英語教育及び国際理解教育の充実のため英語を母国語とするALT(外国語指導助手)を配置 | 〔学校教育課〕 |
| (16) 教育研究所管理運営事業 43,110千円
★臨床心理士の配置 賃金 4,221千円
★設計等業務委託料 3,200千円
多目的ルーム耐震補強設計委託料 2,500千円
本館トイレ耐震補強設計委託料 700千円 | 〔学校教育課〕 |
| (17) 小学校教育振興事業 81,696千円
★要保護及び準要保護児童援助費 54,740千円
経済的理由により就学させることが困難な家庭を対象に、就学費用を援助。平成28年度から申請理由に新たに「就学費用の支払いに心配のある方」を追加 | 〔学校教育課〕 |
| (18) 中学校教育振興事業 123,515千円
★要保護及び準要保護生徒援助費 55,605千円 | 〔学校教育課〕 |
| (19) 幼稚園運営事業 206,074千円
☆私立幼稚園就園奨励費補助金
・私立幼稚園振興助成金
☆私立幼稚園第3子以降保育料軽減事業補助金
☆一時預かり事業(幼稚園型) | 〔学校教育課〕 |

平成28年度一般会計当初予算 教育部 事業概要

(20) 中等教育学校管理運営事業（前期課程） 9,341千円 ・海外語学研修（スプリングフィールド市 ミズーリ州立大学附属語学学校）	〔四ツ葉学園〕
(21) 中等教育学校管理運営事業（後期課程） 82,085千円 ★工事費 19,000千円 空調機更新工事（17室）	〔四ツ葉学園〕
(22) 公立学校保健管理事業 19,638千円 ★職員ストレスチェック業務委託料（教職員分） 1,287千円	〔健康教育課〕
(23) 社会教育事業 10,664千円 ☆放課後子ども教室関連事業費 2,838千円	〔生涯学習課〕
(24) 生涯学習推進事業 9,098千円 ★ものづくり・ビジネス体験事業委託料 648千円	〔生涯学習課〕
(25) 北公民館耐震補強事業 120,000千円【合併特例事業】 ★北公民館耐震補強工事	〔生涯学習課〕
(26) 図書館管理運営事業 198,615千円 ★あずま図書館空調機入替工事 45,000千円	〔図書館課〕
(27) 文化財保存事業 19,593千円 指定文化財の調査・保存や連取のマツ（県指定天然記念物）の保護養生を実施	〔文化財保護課〕
(28) 文化財発掘調査事業 23,472千円 ☆佐位郡衙関連遺跡発掘調査関連費用 3,667千円	〔文化財保護課〕
(29) 田島弥平旧宅整備活用事業 58,888千円 平成24年9月に国史跡に指定され、平成26年6月に「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産として世界遺産登録された田島弥平旧宅の保存・整備・活用事業を実施	〔文化財保護課〕
(30) 史跡上野国佐位郡正倉跡保存整備活用事業 49,591千円 平成26年10月に国史跡に指定された「上野国佐位郡正倉跡」の保存活用計画の策定及び復元模型の製作	〔文化財保護課〕
(31) 歴史民俗資料館運営事業 36,023千円 ★展示室空調設備設置工事費 23,000千円	〔文化財保護課〕

平成28年度特別会計当初予算 教育部 事業概要

学校給食センター事業費特別会計

(1) 給食センター整備事業 30,024千円 ★（仮称）新学校給食調理場実施設計業務委託料 老朽化した第1調理場、赤堀調理場、あずま調理場を再編し、西小保方沼公園に新たな学校給食調理場を建設	〔健康教育課〕
--	---------

「伊勢崎市教育振興施策の大綱（案）」に関するパブリックコメント手続の結果

意見の募集期間	平成27年12月17日 ～ 平成28年1月15日
意見の提出者数	2人
意見の件数	8件
意見の要旨の数	8件
担当部課	企画部企画調整課
電話	0270-27-2707
ファックス	0270-23-9800
電子メール	kikaku@city.isesaki.lg.jp

伊勢崎市教育振興施策の大綱（案）に関するパブリックコメント手続（市民意見提出手続）を、平成27年12月17日から平成28年1月15日まで実施し、2人の方から8件のご意見・ご提案をいただきました。

お寄せいただいた8件のご意見等に対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

1 「(3ページ) (1) 学校教育分野」についての意見等

番号	意見等の要旨	回答（意見等に対する市の考え方）
1	学校で学ぶ知識が社会との関わりの中でどのように役立つのか、具体的な話を聞く機会や制度により、前向きに学校の勉強に取り組めるようになることを希望します。	将来の社会生活と現在の学業生活を結びつけ目的意識をもって学習に取り組めるよう、地域や企業、大学の方々を講師とする未来力学習講座を実施するなど、キャリア教育の充実に努めたいと考えております。
2	義務教育である中学校生活の期間に、その後の社会生活において主体的な行動や判断ができるような教育（知識、教養、他人の経験などを聞く）を希望します。	学校教育では教育活動全体を通して、責任感や判断力、規範意識、協調性、思いやりの心、奉仕の精神など、将来よりよく社会生活を送るための資質や能力の育成に努めたいと考えております。
3	学校、学年、クラスなどの大中小の組織の中で、家庭だけでは身に付かないような社会生活における準備としての躰、マナー、公共の福祉の考えを身に付け、実感できるような教育を希望します。	学校教育では教育活動全体を通して、責任感や判断力、規範意識、協調性、思いやりの心、奉仕の精神など、将来よりよく社会生活を送るための資質や能力の育成に努めたいと考えております。

番号	意見等の要旨	回答（意見等に対する市の考え方）
4	時間や約束を守ることは、難しいことではなく普通のことです。これらの普通のことを真面目に行う大切さを「真面目＝普通である」という徳育教育により、子どものうちから学ぶことで、いじめ防止などにも繋がる教育を希望します。	学校教育では教育活動全体を通して、責任感や判断力、規範意識、協調性、思いやりの心、奉仕の精神など、将来よりよく社会生活を送るための資質や能力の育成に努めたいと考えております。
番号	意見等の要旨	回答（意見等に対する市の考え方）
5	学校教育の中で、得意分野を発見し、特技として身に付けられるような環境及びそこから自信を持つことにより、他の教科等もやればできるという考えや行動力の育成を希望します。	子どもたち一人ひとりが学ぶ喜びや楽しさを実感できるよう教育内容の充実を努めるとともに、自ら進んで学び続けようとする学習意欲の醸成に努めたいと考えております。
番号	意見等の要旨	回答（意見等に対する市の考え方）
6	個々の子どもたちの学ぶ意欲を高めるには、クラス、児童会、生徒会などの自主的な活動を盛んにすることが重要であり、子どもたちや先生の自由な意思で様々な取組をしていくことが大切です。	学校教育では特別活動をはじめとして、縦割り活動や部活動など、様々な場面で、子どもたち同士で主体的に考え、決定し、行動できる自発的・自治的な態度の育成に努めたいと考えております。
番号	意見等の要旨	回答（意見等に対する市の考え方）
7	（重要事項⑥について） 「…教員の資質向上を目指した教育環境の整備・充実」とあるが、学校現場では、教員だけでなく、教職員が子どもたちと向き合っています。教職員の協力やお互いに学び合える機会をつくるのが大切です。	日常的な職務を通して教職員が互いに学び合い、職能成長が図れる職場環境づくりに努めたいと考えております。 なお、大綱の3ページ(1)⑥の文中に記載されている「教員」を「教職員」に改めます。
番号	意見等の要旨	回答（意見等に対する市の考え方）
8	（重要事項②について） 「職業観の養成につながる教育…」とあり、将来的には職業に結び付くことになるが、学ぶこと自体に興味を持ち、関心を深めるようなことをもっと強調してほしいです。	子どもたち一人ひとりが学ぶ喜びや楽しさを実感できるよう教育内容の充実を努めるとともに、自ら進んで学び続けようとする学習意欲の醸成に努めたいと考えております。

伊勢崎市教育振興施策の大綱（案）

夢あるところに笑顔の輪 のびのび伸ばそう個性の翼

平成 2 8 年 3 月

伊 勢 崎 市

楽しく学んで 心も体も もっと元気に



近年、本市の教育を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、家庭環境の多様化と地域社会の変貌、子どもたちが直面している情報化・グローバル化、児童・生徒指導上の問題の顕在化、特別な支援を必要とする児童生徒の増加など多岐にわたり、教育課題として大きく影響を及ぼしています。

本市では、本年度から第2次伊勢崎市総合計画がスタートしました。学校教育から生涯学習、歴史や文化など各分野の課題解決に向け、さまざまな施策に効果的に取り組んでいます。時を同じくして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することになりました。

教育は、次代を担う子どもたちが健やかに成長するため、また、誰もが生きがいをもって暮らすため、その役割は重要です。

市民一人ひとりが、夢や希望に向かって自己を高めるために、生涯を通じて自主的に楽しく学び続けられるとともに、心も体も元気にしていく学びの実践を今後も引き続きサポートしてまいります。その成果は、広く社会に還元されることで本市の発展に大きく寄与するものと期待します。

平成28年3月

伊勢崎市長 **五十嵐清隆**

～ 目 次 ～

1	大綱策定の趣旨	1
2	大綱の期間と他の計画との関係	1
3	教育の基本理念と基本方針	2
4	基本方針に基づく重点的な取組	3

1 大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月 20 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、今年 4 月 1 日より施行されました。これにより、地方公共団体の長は、教育委員会との連携を強化し、教育課題の解決をはじめ教育行政を積極的に推進するため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することになりました。

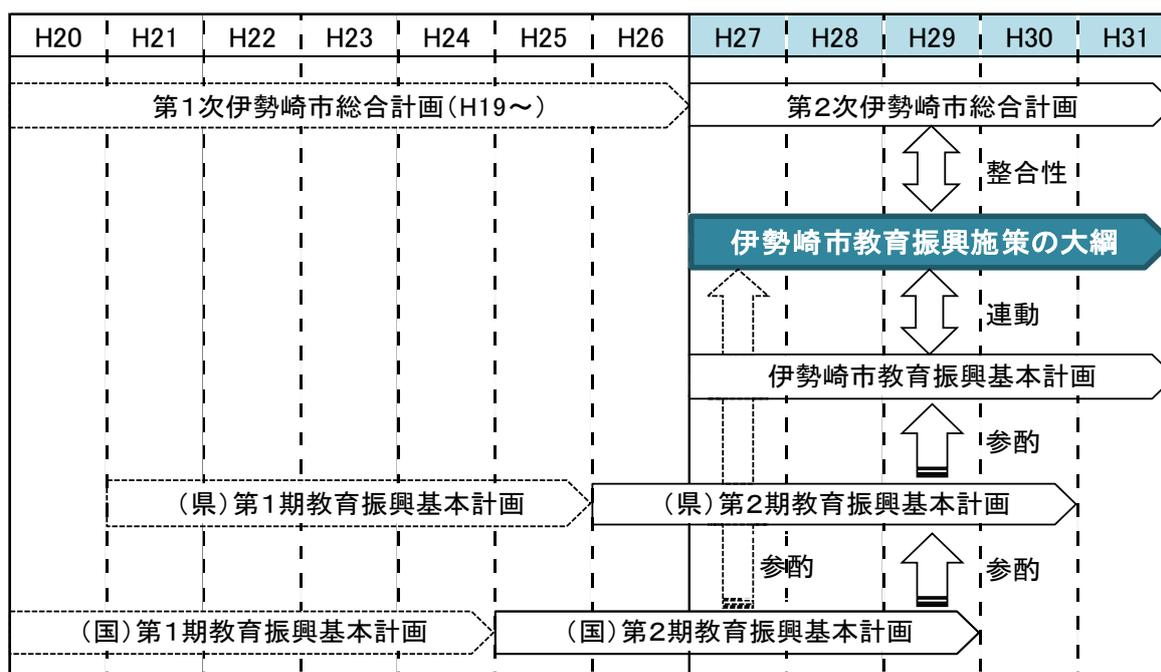
本市においても、改正法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興についての目標や施策の根本となる方針として伊勢崎市教育振興施策の大綱（以下「大綱」という。）を策定するものです。

2 大綱の期間と他の計画との関係

大綱が対象とする期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。

また、大綱は、第 2 次伊勢崎市総合計画に盛り込まれた教育分野計画との整合性を図りつつ、教育基本法第 17 条の規定に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌して策定するとともに伊勢崎市教育振興基本計画と連動する形で策定しています。

なお、大綱の改正は、国及び県の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜改正するものとします。



3 教育の基本理念と基本方針

子どもはやがて大人になります。私たちは成長する過程で、多くの人と出会い、多くの経験をし、多くのことを学びます。その中で誰もが周りの人との違いに悩んだり、挫折感を味わうこともあります。しかし、ある時それが個性であることに気付きます。

いつの時代でも大切なことは、子どもや大人が個性を伸ばすべく学び、生き抜くことです。誰もが学びを通じて夢を実現し笑顔になり、生きがいを通じて周りの人に学びを還元し、笑顔にします。

本市は、教育の基本理念として

夢あるところに笑顔の輪 のびのび伸ばそう個性の翼

を掲げ、子どもから大人までみんなが笑顔になれるよう、夢や希望、生きがいの実現に向けて『個性を見出し伸ばせる学びの人づくりのまち』を目指します。

この基本理念を実現させるため、3つの基本方針を掲げ、学校教育、生涯学習及び歴史・文化に関する行政施策を展開します。

【学校教育分野】

1 夢に向かって学び自ら未来を切り拓く

たくましく心豊かな子どもを育てるまち

【生涯学習分野】

2 生涯にわたり生きがいを求めて主体的に学び

より豊かに生き生きと暮らせるまち

【歴史・文化分野】

3 郷土の歴史や文化を学び次代に伝承する

ふるさとへの愛着と誇りに満ちた人のまち

4 基本方針に基づく重点的な取組

3つの基本方針に掲げたまちづくりを実現させるため、学校教育、生涯学習及び歴史・文化の分野において、それぞれの**重点事項**に取り組めます。

(1) 夢に向かって学び自ら未来を切り拓く たくましく心豊かな子どもを育てるまち 【学校教育分野】

重点事項

- ① 交流と体験、小学校との連携を重視した就学前教育の充実
- ② 職業観の養成につながる教育、グローバルな視点での教育の展開
- ③ 豊かな心の育成、地域の教育力の向上を目指した子どもの徳育の充実
- ④ 不登校やいじめ問題などへの対応、相談体制の充実
- ⑤ 安心・安全を大切にした健康教育の充実
- ⑥ 快適な学習空間の創造、教職員の資質向上を目指した教育環境の整備・充実

(2) 生涯にわたり生きがいを求めて主体的に学び より豊かに生き生きと暮らせるまち 【生涯学習分野】

重点事項

- ① 自主的に学ぶことに基づく地域社会づくりの推進
- ② 他者と主体的に関わることに視点を置いた生涯学習の充実
- ③ 学びの成果を地域に還元するための学習環境の整備
- ④ 本に親しみ豊かな心を育める、読書の街づくりの推進
- ⑤ 健康で生きがいのある生活を送れるよう一市民一スポーツの推進

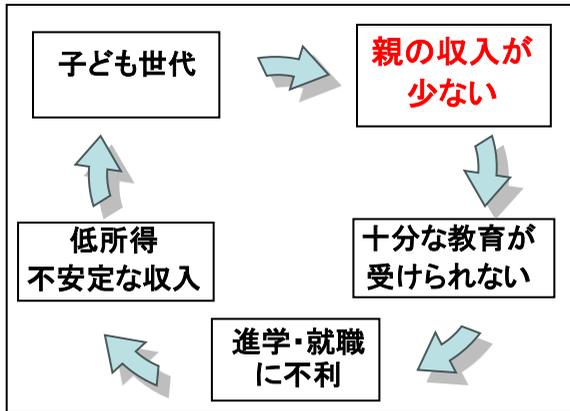
(3) 郷土の歴史や文化を学び次代に伝承する ふるさとへの愛着と誇りに満ちた人のまち 【歴史・文化分野】

重点事項

- ① 次代に伝承するための文化財の調査と保存
- ② かけがえのない郷土の歴史・文化資産の活用
- ③ あらゆる世代の人々による芸術・文化活動の充実
- ④ 地域の歴史や文化、文化財を学ぶことを通した郷土愛の育成

貧困の連鎖

世代間連鎖



○生活保護受給世帯の急増への対応
 平成23年7月の生活保護者は、205万人を上まわり、終戦直後の過去最多受給者数(204万6千人)を超えた

○貧困の連鎖の解消
 生活保護世帯の子どもが、大人になって再び生活保護を受給する世帯も多数

子どもの健全育成支援事業(貧困連鎖の防止)実施【補助率10/10】 ※平成27年度からは生活困窮者自立支援制度の任意事業へ移行【補助率1/2】

高校進学率(平成22年度)

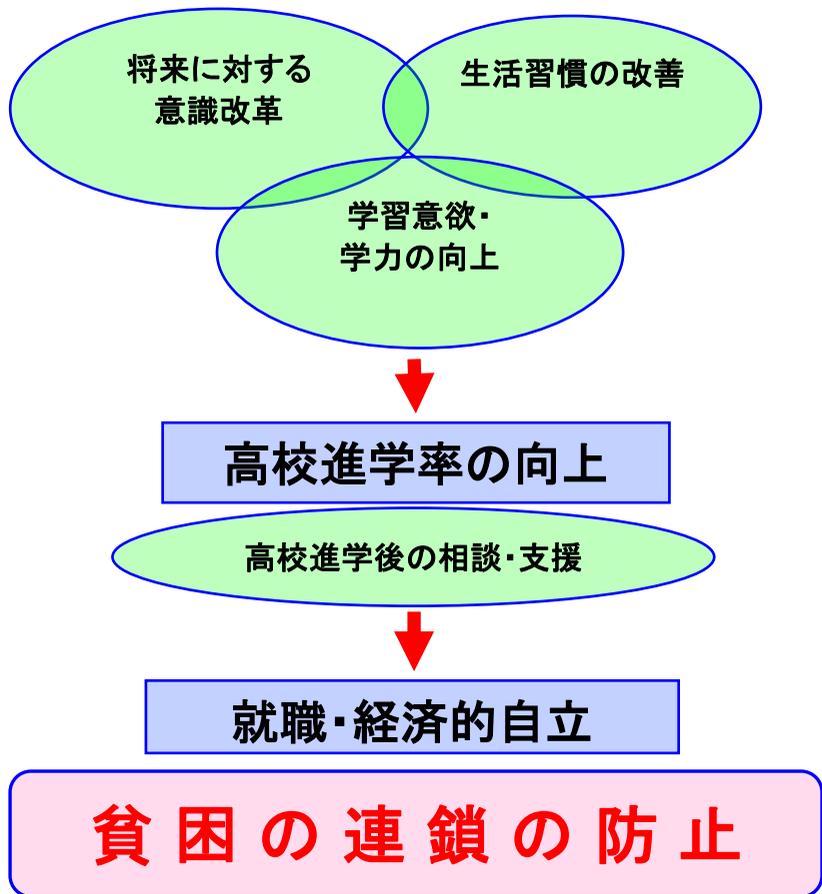
	保護世帯	全体
全国	87.5%	98.0%
群馬県	92.5%	98.1%
本市	88.9%	97.7%

※保護世帯:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成22年4月1日現在)
 ※全体:平成22年度学校基本調査(文部科学省)

平成22年度 35自治体が実施
 平成23年度 73自治体が実施
 平成24年度 94自治体が実施
 平成25年度 130自治体が実施
 平成26年度 184自治体が実施

※県内では平成22年度から前橋市、平成25年度から伊勢崎市が実施している
 ※平成24年度から高崎市内の民間事業者が実施

学習支援の取組み



年度別、支援の状況

(単位:人)

	25年度			26年度			27年度		
	保護世帯全体	支援対象者	高校進学者	保護世帯全体	支援対象者	高校進学者	保護世帯全体	支援対象者	高校進学者 (希望)
5年生	—	—	—	—	—	—	9	3	—
6年生	—	—	—	—	—	—	14	4	—
1年生	10	8	—	10	9	—	16	11	—
2年生	16	16	—	10	7	—	10	6	—
3年生	9	7	7	18	14	12	11	7	7
計	35	31	7	38	30	12	60	31	7

※ 25、26年は、年度末。27年は、12月末

支援対象者 年度別、進学状況

(単位:人)

	中3生	進 学				就職	その他	進学率 %
		公立高校			私立 高校			
		全日	定時	フレックス				
21年度卒業	9	5	0	2	1	0	1	88.9
22年度卒業	9	1	3	3	0	0	2	77.8
23年度卒業	8	1	2	2	1	0	2	75.0
24年度卒業	16	4	4	6	0	2	0	87.5
25年度卒業	7	1	1	3	2	0	0	100.0
26年度卒業	14	9	0	3	0	0	2	85.7

(予定)

27年度卒業	7	7	—	—	—	—	—	—
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

生活困窮者自立支援法概要

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

○生活困窮者とは…

「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、これまで十分ではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するもの。

法律の概要

○必須事業

・自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う。

・住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当額を一定期間補助する。

○任意事業

・学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対する学習面の指導や保護者への進学助言等を行う。

※その他

・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」

・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」

・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」等

県内他市の学習支援の状況

前橋市

・平成22年度から、就学支援員による進学等の支援を実施。生活困窮者自立支援法の任意事業へ移行後も継続。

・平成27年4月から、NPO法人へ委託して市内6カ所の市有施設を活用し、週2回、学生のボランティア等が少人数制による学習の支援を開始。

◇生活保護及び生活困窮に陥る可能性のある世帯の中学生を対象。

高崎市

・平成24年度から、市内の民間事業者が民家を活用した無料学習塾を開設。経済的な事情で塾に通えない子どもたちを対象に、ボランティアで指導を行っている。

・平成27年4月から、教育部局において、市内の公民館9カ所を活用し、週1回日曜日に、ボランティア講師のもと、中学生を対象に無料で学習の支援を開始。

※生活困窮者自立支援制度の枠外で実施

※太田市以外にも群馬県、沼田市、富岡市が平成28年度からの学習支援事業を予定。

太田市

・平成28年度から、低所得世帯の子どもに対する学習支援を実施する予定。市内で活動するNPO法人や学習塾に委託して無料で勉強を教える計画で、6月からの開始を予定。

◇生活保護及び準用保護世帯の小学5、6年生と中学生への支援を予定。

伊勢崎市

【特徴】

・2名の学習支援員が家庭訪問し、交換式ノートを活用して個別に指導を行っているため、丁寧で細やかな支援が可能。

【課題】

・対象者の大幅な増加には対応が困難。



今後も他市の状況を参考にしながら、現状の支援の方法を充実させてまいりたい。

“平成28年度準要保護児童生徒就学援助制度”

～援助が必要と認定された世帯に対し学校教育に必要な費用を援助します～

1. 対象

市内の小・中学校に在学中（または入学予定）の児童生徒で、経済的理由により就学させることが困難な家庭（生活保護家庭に準ずる程度 of 家庭）。

生活状況等を審査し、援助の可否を決定します。

2. 申請理由

- 1 生活保護の停止または廃止から1年未満
- 2 個人の事業税・固定資産税のうち何れかが減免されている
- 3 職業安定所登録日雇い労働者である
- 4 遺族年金受給者
- 5 世帯員全員の市民税が非課税である
- 6 児童扶養手当が支給されている
- 7 その他（被災された方や、就学費用の支払いに心配のある方）

3. 認定の目安

世帯人数	家族構成（参考例）	収入基準参考額
2人	父又は母、小学生	250万円程度
3人	父又は母、中学生、小学生	340万円程度
4人	父、母、中学生、小学生	403万円程度

※収入基準は目安であり、世帯員の年齢により異なります。

※両親との同居や住居の状況、財産の所有状況により、認定されない場合もあります。

※児童扶養手当等は収入に含めて審査します。

4. 援助内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、PTA会費、児童会費、クラブ活動費について、教育委員会が定めた単価に基づき援助します。

援助費は、各学期末に支給予定です。（学校への支払いは免除されません。）

5. 申請方法

申請書に必要書類（各種証明の写し）を添付して2月19日（金）までに、在学学校、入学する小学校または教育委員会へ提出してください。4月以降も申請を受け付けますが、途中認定になりません。申請書は各学校、学校教育課にあります。

税が未申告の場合は、所得に関係なく、必ず申告を済ませてから申請してください。

6. 問い合わせ先

教育委員会学校教育課（直通 27-2787）または、在学学校へ相談してください。